

## 「議案第69号 訴えの提起について」に対する付帯決議

「議案第69号 訴えの提起について」は、先刻の本委員会の採決において、起立多数にて可決されたところである。

この後、本会議において、委員長報告の後、本議案の議決が行われるところであるが、市執行部においては、本議案の可決後の訴訟追行に際しては、本件事件が、いたずらに訴訟期間の遅延を招くことなく、可及的速やかに終局判決が得られるよう留意されたい。

以上、ここに付帯決議する。